

令和2年度第2回大阪府教育行政評価審議会

- 1 日 時 令和2年8月3日(月) 10:00～11:30
- 2 方 法 ウェブ会議にて実施
- 3 出席委員 田中副会長、奥村委員、小田委員、興梠委員
- 4 議事概要

(1) 審議

ア 基本方針2について

- 資料1-2「基本方針2「公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます」により、事務局から説明。
- 資料1-2により、委員の意見について、事務局から説明。
- 審議

<相互授業見学会>

(事務局)

大阪府では平成28年に教育庁へ教育行政を一元化し、それを機に公私連携を進めているところ。その取組みの一つとして、「具体的取組22」の教員研修や、学校現場での教員交流の実施として、相互授業の見学会がある。

平成29年度の計画策定時には9校での実施だったが、様々な機会を捉え、各学校にも周知しており、令和元年度については17校で実施した。

公立・私立それぞれ先進的な取組みを更に進化させる、また取り組むべき課題についても、共有・補完しながら、切磋琢磨している。

令和2年度についても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、難しい状況ではあるが、私立学校や府立学校の校長会などで、工夫しながら実施していただくよう依頼しており、引き続き、可能な形で、実施を検討してもらっている。今後も、大阪の教育力向上という観点で検討してまいりたい。

(委員)

どうしても、私学の教員は、他の学校の様子が見えにくいと思うし、公立の教員にとっても、私学の取組みを知れることは有益だと思う。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、なかなか取組みが進められないと思うが、ぜひ、公立と私学が交流しながら、成果を共有できるような取組みを、今後も続けていただきたい。

<エンパワメントスクール>

(事務局)

生徒が安心して登校できる環境づくりを進めることが、何より重要だと考えている。

そのために、専門人材の連絡会において、校内の他の専門人材、つまり、スクールカウンセラー、スクー

ルソーシャルワーカー、キャリア教育コーディネーターが、それぞれの職種と意見交換あるいは情報交換を行うような連絡会と併せて、これらの専門人材が他校の同じ職種と連絡・情報交換を行い、知見を深め、様々な連携方策を探ってもらうような場を設定している。引き続き、専門人材との連携を含めた支援を進めていきたい。

その上で、今年度は、キャリア教育に関連してではあるが、キャリア教育コーディネーターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校の教員等々での校内体制づくりが円滑にいくよう、モデル事業を実施しているところ。

引き続き、このような支援が実施できるような体制づくりに努めてまいりたい。

(事務局)

学校に登校しづらい生徒に対するICTを活用した支援について、今般の新型コロナウイルス感染防止のため4・5月を臨時休業期間としたが、この期間における生徒の家庭での学習を支援するため、生徒の通信環境の支援を含め、6月末までに全府立高校において、オンライン授業を実施できる体制を整備した。

また、次年度以降になるが、1人1台パソコンの整備に向け、具体的な検討を進めているところ。

現在、1人1台パソコンの活用について、この臨時休業期間だけでなく、この環境を活用した、通常時における効果的な取組みについての研究も始めており、今年度、いくつかのモデル事業を始めたところ。

不登校生徒の支援についても、府教育センターと連携し、教育センターが設置している、「ルポン」と呼ばれる、いわゆる適応指導教室に通う生徒と、在籍校の教員とをICTでつなぎ、日々の登校が困難な生徒に対しても、このような機器を活用し、学習面のサポートを積極的に行うような仕組みをつくりたいと考えている。

(委員)

エンパワメントスクールに関して、専門人材の連絡会の話があったが、そのような形で、良い取組みを共有するなどし、学校や教員同士をつなぎながら、より生徒が取組みやすい環境づくりをしていただきたい。

新型コロナウイルス感染症への対応がきっかけだったかもしれないが、ICT環境を整え、学校に登校できなくても学習に取り組むやすい環境づくりを進めてくれているとのことで、今後もこのような取組みを継続していただきたい。

<チャレンジテスト>

(事務局)

チャレンジテストを実施している中学校の立場から状況を説明する。

学校でのチャレンジテスト実施後の状況については、丁寧に聞き取りを行っており、指摘いただいた点(成績が悪い子どもをテストの日に休ませるなど)がないかは、必ず確認している。

また、チャレンジテストの目的は、公平性の担保がどうしても注目されるが、生徒が自分の学習の到達状況を正しく知り、目標を持って、その向上への意欲を高めて頑張るといった目的もあるので、今後も本テ

ストの趣旨が生徒・保護者に伝わるよう、丁寧かつ適切な説明を行っていきたい。

加えて、これまでから大阪で大事にしてきた、それぞれの子どもたちを認め合い、高め合う集団づくりも欠かせないポイントなので、このあたりも、しっかり取組んでいきたい。

(事務局)

選抜を実施している高等学校の立場から説明する。

チャレンジテストの実施にあたっては、各中学校の教員に、府内統一ルールを正しく理解していただけるよう、市町村教育委員会等に対して丁寧な説明に努めてきた。

また、中学生や保護者に対しては、府内統一ルールにかかるリーフレットを毎年作成し、各中学校等を通じて、1人1人に配付している。

子どもたちから、チャレンジテストの受験に対する不安の声が上がってくることはないよう、府教育庁としては、引き続き、説明会やリーフレットの配布等を通じて、制度の周知に努めてまいりたい。

(委員)

学校への丁寧な聞き取りや、説明の上で実施をしているとのことで、今後もマイナス面が生じる可能性があるのだということを考慮の上で取り組みを進めていただきたい。

<障がいのある生徒の高校生活支援の充実>

(事務局)

ご指摘の高校生活支援カードの活用については、非常に重要なことであると認識している。

新たに高校生となった生徒は、それぞれ違った環境での学びがスタートし、新しい出会い、初めて経験する授業など、高校生活に対する期待が膨らむ一方で、不安や戸惑いを感じる生徒も少なからず存在する。

すべての生徒にとって安心して安全な学校作りを進めていくためには、この高校生活支援カードも当然ながら保護者の協力のもとで、作成する必要があると認識している。

また、この高校生活支援カードの作成によって、生徒の状況やニーズを正しく把握し、必要な支援がスタートすることになるが、それがもう一つのご指摘の個別の教育支援計画の作成率の向上にも繋がっていると考えている。

引き続き支援教育コーディネーター研修等を通じて、この高校生活支援カードの活用を促すとともに、障がいの有無に関わらず、全ての生徒が安全安心に学校生活を送る環境の整備に今後も努めてまいりたい。

(委員)

今のお話の通りだと思う。個別の教育支援計画の作成率が全国に比べて非常に優秀な成績になっている。その背景には、この高校生活支援カードの導入が非常に大きく影響していると思う。

全員対象に、それも入学時に実態把握ができ、早期の対応ができていくことによって、不適応や退学

の防止にも繋がっていくと思う。実際、高校から大学の方に個別の教育支援計画が上がってくるが、これらの学生の問題性が少ないという現状もある。

つまり、個別の教育支援計画が上がってくることで、（高校で生徒たちが）守られてきたのだと思う。こうした背景にある高校生活支援カードについて、これからも充実させて私学の方にも広げていただき、早期の対応がなされていくようお願いしたい。

＜基本方針 2 まとめ＞

（委員）

相互授業見学会については、平成 28 年度から公私連携を始めており、当初 9 校での実施が、17 校で実施されるまでに至っている。今年度は、コロナで実施が難しい状況にあるが、工夫した実施を検討していると府の説明に対して、委員からは、私立、公立の先生とも他の取り組みを見ることが非常に重要な機会であり、コロナ禍でも実施していただきたいとの意見をいただいた。

エンパワメントスクールについては、大切な取り組みであり、専門家どうしの情報交換会や、各学校間での情報交換会も実施しており、今年度も取り組みを続けていきたいとの事務局の説明に対して、委員より引き続き、取り組みをお願いしたいとの意見をいただいた。

I C T の活用については、生徒の通信環境を整備する取り組みや、1 人 1 台の P C の活用に向け整備していくとのこと。

チャレンジテストについては、中学校では、実施後の聞き取りを行っており、生徒の自己評価に役立つように活用することや、高等学校では、保護者にリーフレット等の資料等配布して、生徒が不安な声がないかを配っているとのこと、学力テスト等々のマイナス面への配慮を今後も見ていただきたいとの意見をいただいた。

また、個別の教育支援計画の作成は、非常に重要なことであり、高校生活への不安のある生徒がいる中で支援カードを作成し、またそのニーズを正しく知るために、個別の教育支援計画の作成率を高めていく取り組みをしているという府からの説明に対して、全国でもこの個別の教育支援計画については非常に優秀な数字が出ているので、今後も生徒たちを守る視点で個別の教育支援計画の充実を求めたいという意見をいただいた。

イ 基本方針 3 について

- 資料 2 - 1「基本方針 3「障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します」により、事務局から説明。
- 資料 2 - 2 により、委員の意見について、事務局から説明。
- 審議

<府立高校における通級による指導>

(事務局)

平成 30 年度の中学校及び義務教育学校の支援学級、支援学校中等部の卒業生のうち、70.8%が高等学校へ進学している。中学のときに通級指導教室で学んだ生徒も合わせると、発達障がいの可能性のある生徒が在籍している高校は多いと考えられる。

今後も中学校等との引継ぎや連携を行い、指導方法や指導内容の充実が図られるように指導助言の機会を設けつつ、高校に設置している通級指導教室の効果検証もを行い、通級指導教室のさらなる拡充に向けて引き続き検討していきたい。

(委員)

中学校で支援を受けていた生徒が、そのまま高等学校に進学している現状から、高等学校においても通級指導教室をより充実させていくことが大事と思っている。

通級指導教室を置いている 4 校に関しては、取組みが非常に効果的に進められているのは承知しているが、さらに増設することも含めて考えていただきたい。

ただその際には、担当する教員の専門性や、教育課程のあり方が重要で、様々なモデルの提示や研修制度が必要。そこを踏まえて中学から高校へ支援が継続され、生徒が安心して支援を受けられるようにしてもらいたい。

<府立支援学校におけるセンター的機能>

(事務局)

センター的機能については、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校それぞれに多様な教育的ニーズがあり、各々対応が求められるということは認識している。

こうした中で、専門性の向上、維持、継承を図っていくため、さらなる体制整備や取り組みを進めていくことが大事と考えている。例えば研修の充実などを、きっちりとやっていきたい。

(委員)

センター的機能というのが支援学校の特長の一つになっているが、今まで担当してきた教職員達の世代交代が現状で進んでおり、専門性の継承も非常に重要な課題になってきていると認識している。

また、小学校と中学校の間では連携が進んできているが、保育所、幼稚園、認定こども園、高等学校、それから私学については、まだ十分なところには至っていないと思っているので、対応できるようにしてもらいたい。

そのためには、発達障がいのみならず、愛着障がいの課題や学習の問題など、様々な背景も含めた多様なニーズに対する専門的な知識と技能が必要になってくると思うので、そういった研修をさらに進めていただきたい。

<通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への支援>

(事務局)

小・中学校では、インクルーシブ教育の観点からも、児童生徒一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無に関わりなく誰もが希望すれば、自分に合った配慮を受けながら通常の学級で学べることを目指すことが重要であると考えている。

これまでも小中学校課主催の障がい理解教育に係る研修等を、支援教育課や高等学校課とも連携しながら実施しているところ。

また平成 27 年度に『すべての子どもにとって「わかる・できる」授業づくり』を研究調査し、その結果をまとめたものを Web で公開している。より具体的な手立てを、全体で共有できるようにしており、令和元年度では、活用率 100%という結果が上がってきている。

また、愛着障がいの問題についても、令和元年度には生徒指導の担当者の研修において課題を取り上げ、学校全体で課題を共有し、子どもたちに適切な支援が行えるように進めているところ。

(事務局)

発達障がいのある子どもが通常の学級に在籍して学ぶ場である通級指導教室、この増設置を図り、さらにその指導の充実にも努めているところ。

令和元年度は、文科省事業を活用して中学校と高等学校での通級指導における実践事例を取りまとめ、府内に広く普及を行った。

これら通級指導における指導のノウハウを通常の学級担任等とも共有するなど、学校全体で発達障がい支援に取り組むように、引き続き小中学校課とも連携しながら発信をしていきたいと考えている。

(委員)

通常の学級の中に、支援が必要な子どもたちが非常に多く在籍している。文科省によると 6.5%ということであるが、全くそこに留まらない状況があると思う。巡回相談に行くと、支援学級、通級指導教室に通っている子どもたち以外に通常の学級で支援が必要な子どもたちが、非常に多い割合でいるという現状が見受けられる。この現状を踏まえて、学校においても、支援教育に関しては、支援学級や通級指導担当の先生だけが担当するよりも、学校経営方針として全体として取り組んでいく必要があると思う。そういった意味で、通常の学級での支援という観点では、支援教育課と小中学校課が連携し、全体として小・中学校の潜在的に支援が必要な子どもたちへの支援ということを考えていただけるとありがたいと思う。またそのことが、学校全体の諸問題への対応にもなっていくかと思う。

＜特別支援学校教諭免許状保有率＞

(事務局)

免許保有率については、令和元年度実績で 75.9%ということで計画策定時と比較し 8.5 ポイントほど上昇しているものの、依然不十分であり、取組みをさらに進めていきたいと思っている。

取得率向上のため、教員個々人の免許所持状況や、認定講習の単位取得状況を、教育委員会で把握したうえで、各学校から、免許未所持者に対しては認定講習の受講を促し、また必要な単位数を満たしている教員に対しては速やかな免許取得を促しているところ。

また、免許保有率 100%を目指し、毎年府教育庁主催の認定講習会を実施しているとともに、他府県や他の認定講習の情報を各支援学校に情報提供し受講するように促している。

(委員)

行政が行う、取得率を向上させるための今ご回答いただいたような取組みももちろん大切であると同時に、現場の先生自身の専門性に関する必要性の認識がこういう数字になって表れている部分もあるのではないかと思う。免許取得率の向上ということについては、さらに意識にしていきたい。

＜発達検査をもとにアセスメントを行えるリーディングスタッフ＞

(事務局)

発達検査をもとにアセスメントを行えるリーディングスタッフについては、その割合は 21.3%となっている。こういった中で、リーディングスタッフの専門性を一層高めるため、例年リーディングスタッフ実践協議会を年 3 回実施している。また、この実践交流に加え、大学教授による講演会を実施し、専門性の向上に努めているところ。リーディングスタッフが、障がい種別の専門性の共有するような支援学校間で連携し、地域の幼・小・中・高等学校の幅広いニーズに応えるための訪問型の相談や、来校での相談を実施している。

最近では、幼稚園の支援相談が増えており、それぞれの子どもの特性に応じた助言や指導方法を提案している。

(委員)

アセスメントを行える、非常に専門性の高いリーディングスタッフの方がご活躍できる状況を作っていただきたいと思う。

＜基本方針 3 まとめ＞

(委員)

まず府立高校における通級指導のさらなる充実をという意見については、事務局から、今後多くの高校に中学校から通級指導を受けていた生徒が進学するということを踏まえ、さらに充実していきたいという回答があった。委員からも同様に、中学校から高校に通級指導が必要な生徒がたくさん入学するということを踏まえ、さらに府立高校における通級指導が充実することを期待しているという意見があった。

続いて府立支援学校におけるセンター的機能については、事務局からは、研修の充実という形で、センター的機能や、教員の専門性を高めるというご回答をいただいた。委員からは、支援学校教員の専門性を高める研修は非常に重要であり、担当者の世代交代が今現在進んでいるという点を踏まえ、ますますの取組みを期待しており、特に私学は不十分な面もあり、よろしくお願ひしたいというご意見があった。

続いて通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒の支援については、事務局から、通級指導における実践事例集を活用し、充実させていくというご回答があった。委員からは、通常学級にいるいわゆる支援を必要とする子どもは一般的には6.5%とも言われているが、まだまだこれよりも多い可能性もあるということで、こういう取組みについては学校全体で全ての教員で取り組む必要がある、また教育行政においてもいろいろな部署が連携し発達障がいのある児童生徒への支援を充実させていく必要があるということをご指摘いただいた。

また、特別支援学校教諭免許保有率について、事務局においても、必要単位を満たしている先生に免許取得を促す等の取組みにより、数字を上げる努力をしていただいているとのことであった。免許を持っているということは、特別支援教育において、専門性を有しているということの担保になるということであり、ますますの向上を期待したい。

発達検査をもとにアセスメントを行えるリーディングスタッフについては、支援学校でリーディングスタッフ同士の連携であったり、お互いのミーティングであったりといったことを充実させているというご回答であった。このアセスメントを行えるリーディングスタッフについても、専門性を担保する一つの方法であり、ますますの充実を期待したい。

ウ 基本方針 5 について

- 資料 3 - 1「基本方針 5 «子どもたちの健やかな体をはぐくみます»」により、事務局から説明。
- 資料 3 - 2 により、委員の意見について、事務局から説明。
- 審議

<支援学校における障がい者スポーツの推進>

(事務局)

支援学校の児童生徒が、ポッチャなどのスポーツを楽しみ、自己効力感を育むことや、スポーツを通じて自己決定をしていくことや自己責任を持つことを育むことについては、大変、意義があると考えている。この中で、ポッチャについては、藤井寺支援学校が府立支援学校や地域の学校向けにポッチャ講習会を開催している。また、ポッチャを通じた地域の学校園との交流及び共同学習も行うなど、地域の学校園とも連携しながらその普及に努めているところ。さらに、スポーツ全般について、支援教育課・保健体育課・福祉部の自立支援課が障がい者スポーツについて普及・推進を図るために、教育現場での体育・スポーツの取組みや地域や福祉、各スポーツ団体の取組みにつながるよう、平成 30 年度より「大阪府障がい者スポーツ推進会議」を設置しており、会議には、各障がい種別の府立支援学校等からも参加をいただき、部活動の普及・推進を図っているところ。引き続き、関係機関と連携し、支援学校の児童生徒がポッチャなどの様々なスポーツを楽しめるよう引き続き努めていきたい。

(委員)

光陽支援学校の学校運営協議会の中で色々と報告を聞き、また実際のビデオを見て、非常に有効だと思っている。講習会に学生も参加しており、今回 4 校だということは初めて聞いたが、これはより広がったらいいと思い、意見として記載した。

(委員)

障がい者スポーツの推進は、非常に素晴らしい取り組みだと思う。スポーツは、Sport for All と言うが、全ての人にとってのスポーツは権利であるということがスポーツ基本法でうたわれているところ。さらに、発展した形として、通常学級の生徒たちと誰もが楽しめる、また交流ができるようになれば、さらに理想的な形になろうかと思う。今後の取組みに期待している。

<学校における体育教育>

(事務局)

「子どもの体力づくりサポート事業」や「子ども元気アッププロジェクト事業」の実施を通して、運動習慣の定着や体力向上を図ってきた。また、年間 3 号発信している「おおさか子ども元気アップ新聞」「大阪ティーンズアスリートプレス」を活用し、運動機会の重要性や同世代の生徒への共感や応援する気持ちを育み、スポーツへの興味関心が高まるよう取り組んでいるところ。昨年度、府内小中学校の全教員に配付した「体育の授業がかわる！ 簡単プログラム」では、授業において、主となる運動につながる動きづくりが単調な準備運動にならないよう、さまざまな例を紹介している。今年度は、この冊子を活用した研修を府

内4カ所で開催する予定であったが、新型コロナの影響で中止となった。そこで、講師に協力いただき、動画の作成にとりかかっている。各学校において、学校全体で組織的に授業の充実がはかられ、子どもたちが一層身体を動かすことが楽しく、好きになり、体力状況がさらに改善されるよう、働きかけていく。さらに今年度は、高等学校の施設を利用し、高校生とともに地域の小中学生や一般の方々が一緒に活動する地域クラブ活動についても、モデル実施する予定。こうした取り組みを通して、スポーツは、競技種目一辺倒ではなく、気軽に楽しみながら行うものでもあるというスポーツの考え方を広げ、生涯にわたってスポーツに親しむライフスタイルづくりの機会となるような体育の授業や部活動のモデルについて、周知していきたいと考えている。

(委員)

事務局の回答について、コメントさせていただく。体育の究極目標、一番大事なところは、「豊かなスポーツライフを実現する」と学習指導要領に書かれているところと考える。それは、必ずしもその体力だけを向上するという点にはならないという点、先ほどの障がい者スポーツの理念も、当然ここに包含されるもの。事務局の回答からも、単に数値を上げるだけにならないようにとスポーツへの興味関心という言葉もあったように、それを中心に据えた学校体育の取組みに期待したい。

<基本方針5まとめ>

(委員)

まず支援学校における障がい者スポーツの推進について、事務局から、具体的にはボッチャ講習会等、非常に評価の高い運動教材を普及できるような取組みを行っているという回答をいただいた。委員からは、さらに支援学校の子どもに対するスポーツに取り組める、また親しめる取組みが広がるようにというご意見をいただいた。また、通常学級の子どもたちとの交流の機会等にも発展すればよいという意見の追加があった。

また、学校における体育教育について、スポーツへの興味関心を大切にする取組みということで、単調な準備運動だけに偏らないよう取組んでいるという回答を得て、非常に安心しているところ。

ウ 基本方針 8 について

- 資料 4 - 1「基本方針 8 «安全で安心な学びの場をつくります»」により、事務局から説明。
- 資料 4 - 2 により、委員の意見について、事務局から説明。
- 審議

<防災教育における高齢者・障がい者に対する支援>

(事務局)

令和元年 6 月に改定した【学校における防災教育の手引改定二版】では、地震発生時の心得として、乳幼児、お年寄り、障がいのある方などの避難の手伝いや、防災教育に関する授業の展開例として、避難時に近隣小学校の児童に対してどのような支援が行えるかなどを考える指導案の例を記載しており、学校の防災教育に活用している。

また、令和 2 年 1 月に府内学校の教職員向けの防災に関する研修会において、学校における防災教育に役立てるよう、講師の方から「誰 1 人取り残さない防災をめざして」と題し、高齢者や障がい者の防災について、講演をいただいた。

また、同研修会では、府立だいせん聴覚支援学校の生徒が東北への災害ボランティア活動の実践発表を行い、災害時には、聞こえないと正確な情報を得ることが難しいことや補聴器の電池の持つ日数などに触れ、聴覚障がい者の避難行動の難しさについて発表をいただいた。

なお、平成 30 年度には同様の講習会において講師の方から、東日本大震災における中学生の高齢者への避難支援の事例なども紹介いただいた。

引き続き、自助共助の考え方や避難時における具体的な支援の方法等について、教職員向けの研修を通じ、周知を図ってまいりたい。

(委員)

高齢化社会が訪れるとともに、災害の状況などのニュースが流れる中で非常に悲しい思いを感じる時がある。この視点は、自分の身を守るとともに、できるだけ早い段階での支援行動についても、より啓発していただけたらと思う。

<学校・警察・保護者や地域ボランティアが一体となった地域ぐるみでの安全体制の整備>

(事務局)

仕事や介護等の各家庭の事情や、地域ボランティアの高齢化等の課題等から、地域の見守り体制の維持が難しい状況もあり、学校安全担当者の指導主事連絡会等でも毎年話題になっているところ。ご指摘のような学校側からの積極的な声掛けを行うとともに、工夫して見守る方々のモチベーションを喚起していくような取組みを紹介している。具体的には、見守りをしている保護者や地域のボランティアを学校に招いて、集会で児童から感謝状を渡す、また、登下校の際にペットの散歩をしている地域の方に、見守りをしてもらおうというようなことを紹介している。

また、学校だよりの活用や P T A や地域への依頼など、学校から積極的に状況を発信して、協力を得ることは重要と考えている。

(委員)

毎日、見守りに参加いただいている方などいろいろな方もおられるが、なかなか保護者の参加率が低い。また、地域ごとに温度差がある現状かと思う。

そのような中、先日、子どもに携帯を持たせてもよいとの報道があったが、携帯やスマホに依存することなく、保護者と地域が一体となって子ども達を見守っていきたいと思うので、今後とも協力をお願いしたい。

<地域と連携した自然災害を想定した避難訓練>

(事務局)

公立中学校の地域と連携した避難訓練の実施率については、令和元年度 16%から令和 2 年度は 22.6%と若干上昇はしたものの、他の校種に比較すると実施率は低い状況であり、さらなる実施率向上を図る必要があると認識している。

市町村教育委員会の担当者からは、小学校は自治会と連携し実施されるケースが多いという点や、保護者への引き渡し訓練というところで、地域との連携について非常に結びつきが強い、一方、中学校では引き渡し訓練が実施されにくいという点が、実施率が伸び悩んでいる原因ではないかと聞いている。

また高等学校や支援学校の実施率が上昇した要因としては、地域の自治体や消防等の公的機関との連携が多く実施されている傾向があるからだと分析している。

今後、各市町村立学校の避難訓練計画について調査を行い、地域連携の実施率が低い市町村に直接働きかけるなど、引き続き実施率向上に努めてまいりたいと考えている。

さらに教職員向けの講習会において、学校における実践的な避難訓練の好事例を紹介するなど、学校がより良い現実的な災害場面を想定した訓練ができるよう、支援して参りたい。

(委員)

兄弟関係が小中学校に在籍していることもあり、地域という単位で、学校が地域や保護者、それから小学校中学校の兄弟関係等、連携して動くということは当然あり得ると思う。地域の実態を把握した上で、実施率向上につなげていただきたいと思います。

<基本方針 8 まとめ>

(委員)

障がい者や高齢者等に配慮した防災教育の必要性についての指摘に対して、防災教育に関する手引や研修等を充実させ、誰 1 人取り残さない防災教育ということを推進していくとのことであった。委員からは高齢者社会が進んでいく中、悲しいニュースはできるだけ少なくなるよう引き続き取り組んでもらいたいとの要望があった。

次に、地域ぐるみでの安全体制の整備について、地域の見守り体制の維持が難しいという課題があるが、見守り隊の方のモチベーション維持に向けて、学校で表彰状を送るなどして、労をねぎらうなどの取組みが行われているとのことであった。また、ペットの散歩を行われている方に協力いただくなどの取組みについても報告があった。

委員からは保護者の立場から、保護者の参加率が低いことや地域での温度差について課題とするとご意見をいただいた。また、携帯やスマホに依存しないような形で、地域の見守りが構成できたらという意見もあった。

最後に地域と連携した避難訓練について中学校の実施率が低いことが、その理由として引き渡し訓練が中学校では行いづらいということ等があるとの説明があった。現実的に災害が起こった場合は、地域毎、兄弟毎等に保護者が動くということになるため、引き続き地域と連携した避難訓練の実施していただきたい。

(3) 閉会

○次回審議会は、8月13日（木）10時からである旨を事務局から説明した。